

(書式 1 - 1 - 6 - 3)

**譲渡による株式の取得について会社の承認を要求する定款の制限を撤廃する
場合の株主総会提出の取締役会議事録**

取締役会議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇時から、当社本店（〇階〇〇会議室）において、取締役会を開催した。

取締役総数	〇名
出席取締役数	〇名
監査役総数	〇名
出席監査役数	〇名

上記のとおり出席があったので、本会は適法に成立した。

よって、代表取締役社長〇〇〇〇は議長となり開会を宣し、議事に入った。

議 案 臨時株主総会招集の件

議長は、臨時株主総会を下記の要領にて開催したい旨を述べ議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

- 1 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇時
- 2 場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
当社本店（〇階〇〇会議室）
- 3 会議の目的事項

決議事項

議 案 定款一部変更の件

第〇条（株式の譲渡制限）を削除し、以下を1条ずつ繰り上げる。

以上をもって議事はすべて終了したので、議長は、午前〇時〇〇分閉会を宣した。

上記議事の経過要領及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席取締役及び監査役が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 取締役会

議長 代表取締役社長 〇〇〇〇 印

専務取締役 〇〇〇〇 印 a h i C h u o

常務取締役 〇〇〇〇 印

取締役 〇〇〇〇 印

取締役 〇〇〇〇 印

監査役 〇〇〇〇 印

解 説

(株式の譲渡制限に関する規定の概要)

株式は原則として自由に譲渡することができる（会社法第127条）。

しかし、株式会社の中でも株主の数が少ない中小規模の会社においては、経営の安定を保持するため会社にとって好ましくない者が株主となることを防止する要請があることから、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めを設けることが認められている（会社法第107条第1項柱書、第1号、同法第108条第1項柱書、第4号）。

また、株主総会の特別決議によりこの定款の定めを廃止し、株式の自由譲渡性を回復させることもできる。

A s a h i C h u o

(株主総会の招集)

株主総会を招集するためには、取締役会決議によって（取締役会非設置会社においては取締役が）、①株主総会開催の日時及び場所②株主総会の目的事項③書面による議決権行使を認める場合はその旨④電磁的方法による議決権行使を認める場合はその旨⑤その他法務省令で定める事項、を定めなければならない（会社法第298条第1項、第4項）。